

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

会津美里町長 杉山 純一

市町村名 (市町村コード)	会津美里町 (07447)	
地域名 (地域内農業集落名)	新屋敷地区 (新屋敷)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 5月 26日 (第 2 回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・当地区は平坦地に位置し、昭和60年代に区画整理事業が行われ、水稻を中心に作付けされている。地域内の農業者は20名程度で、集落外からの入作者は少ない状況である。

・地域内の農業者は高齢化が進んでおり、50代から60代が中心で、若い世代が少ない状況で、後継者等に課題がある。

・農道や水路等の老朽化が進んでおり、修繕が必要な箇所が多数あり多面的機能支払交付金事業で対応しているが、参加者が減少している。

【地域の基礎的データ】農業者:24人(農林業センサス) 認定農業者:2人 新規就農者:0人
主な作物:水稻(飼料用米含む)など

(2) 地域における農業の将来の在り方

・今後とも水稻を中心に耕作していくが、集落内の担い手が高齢化等により減少していくため、地域内担い手の育成と、地域外からの担い手の確保も検討が必要である。

・効率的に稲作を耕作していくためには、担い手へ農地の集約化と団地化は必要であり、また水路等の農業施設の維持管理においては修繕や管理方法等、担い手の減少が見込まれるため、作業の省力化等を近隣集落と連携をは図りながら検討を行っていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	59.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	59.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

多面的機能支払交付金事業の認定農用地区域で農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・町農業委員会と連携し、農地中間管理機構を通じて経営拡大を希望する農業者へ農地の集積・集約化を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地の貸し借りは原則として農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえながら効率的な営農につながる農地の集約化を目指す。
(3)基盤整備事業への取組方針
・基盤整備事業から40年以上が経過していることから、老朽化した箇所は集落や耕作者の意向を踏まえて、多面的機能支払交付金を活用し、農道・水路の簡易整備に取り組んでいく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・地域内の担い手の確保が困難であり、地域外からの法人等が耕作しやすい状況を構築し、持続可能な地域農業の実現を目指していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・地域内外の担い手による作業委託を進め、農作業の効率化等を図り農業経営を維持できる体制をつくる。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
⑦多面的機能支払交付金の事業を活用し、適切な農地や農道・水路の維持管理を行う。				